

入札説明書

東北大学（病院）中央診療棟２階エコーラボ改修機械設備工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 公告日 令和５年１２月１日

２ 契約担当等

国立大学法人東北大学理事 植木 俊哉

３ 工事概要等

（１） 工事名 東北大学（病院）中央診療棟２階エコーラボ改修機械設備工事

（２） 工事場所 宮城県仙台市青葉区星陵町１－１ 東北大学星陵団地構内

（３） 工事概要 本工事は、星陵団地構内における中央診療棟（ＳＲ造、地上４階・地下２階建て、延べ面積１２，８２３㎡、改修延べ面積２５１㎡）にあるエコー室の改修に伴う機械設備工事を行うものである。

なお、関連する建築、電気設備および機械設備撤去工事については、別途発注している。

（４） 工 期 令和６年３月１５日（金）まで

（５） 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、東北大学施設部計画課契約・監理室契約・監理係に承諾願を提出して行うものとする。

４ 競争参加資格

（１） 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第６条及び第７条の規定に該当しない者であること。

（２） 文部科学省における管工事に係るＡ、Ｂ又はＣ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資者の資格をいう。）。

（３） 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４） 平成２０年度以降に、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）

- ・規模：施工面積 100 m²以上
- ・用途：教育施設、研究施設、病院、診療施設又は庁舎
- ・工事種別：新営又は改修
- ・工種：機械工事

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有すること。

- (5) 2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 施工場所から10km以内又は東北大学が発注する仙台市内の同一工種工事については、同一の主任技術者が2件まで管理することを認める。

② 工事の進捗に支障の恐れ等が生じた場合は、上記①の措置を取り消し配置を求めるものとする。

③ 記載した資格の資格証・免許証の写を添付すること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる健康保険証の写（被保険者等の記号・番号にマスキングを施すこと）を添付すること。なお、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は本学理事から建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年1月20日付け 17文科施第345号 文教施設企画部長）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に

規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（i）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ii）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（iii）会社法第2条第15号に規定する社外取締役

（iv）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4）組合の理事

5）その他業務を執行する者であつて、1）から4）までに掲げる者に準ずる者

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（9） **東北地区**内に本店、支店又は営業所が所在すること。

（10） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 設計業務等の受託者等

（1） 上記4（7）の「上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社相和技術研究所

（2） 上記4（7）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合
(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、
(イ) については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 担当部局

〒980-8577 (住 所) 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号
(担当部課係) 国立大学法人東北大学施設部計画課契約・監理室
契約・監理係
(電 話) 022-217-4946 (FAX) 022-217-4952
(E-mail) s-keiri@grp.tohoku.ac.jp

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、国立大学法人東北大学理事から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期限：令和5年12月11日（月）15時00分まで。
② 提出先：上記6に同じ。
③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者

の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（簡易書留等の配達記録が残るものに限る。）すること。

- (2) 申請書は別紙様式 1 により作成すること。
- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の工事の経験については、平成 20 年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが進んでいるものだけに限り記載すること。

① 施工実績

上記 4 (4) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別紙様式 2 に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は 1 件でよい。

② 配置予定の技術者

上記 4 (5) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式 3 に記載すること。記載する工事の経験の件数は 1 件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書等の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINS の記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 5 年 12 月 19 日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）により通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、国立大学法人東北大学理事に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和5年12月26日（火）17時00分

② 提出先： 上記6に同じ。

③ 提出方法：書面を持参又は郵送（簡易書留等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。

(2) 国立大学法人東北大学理事は、説明を求められたときは、令和6年1月9日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間： 令和5年12月1日（金）から令和5年12月18日（月）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く毎日の9時00分から17時00分までに行うこと。

② 提出先： 上記6に同じ。

③ 提出方法： 下記の施設部HPにある本学様式の質疑書に記入・押印の上、**メールにより提出するものとする。**

東北大学施設部HP：<https://www.bureau.tohoku.ac.jp/sisetubu/>

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、令和5年12月22日（金）までにメールにて回答する。

10 入札書の提出期限及び場所

(1) 提出期限： 令和5年12月27日（水）15時00分まで。

(2) 提出場所： 上記6に同じ。

11 開札の日時及び場所等

(1) 開札日時： 令和5年12月28日（木）10時00分

(2) 開札場所： 〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号
国立大学法人東北大学施設部会議室

(3) その他： 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、国立大学法人東北大学理事により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、国立大学法人東北大学理事の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又はファクシミリによる入札は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の **100分の10** に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の **110分の100** に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。（有価証券等の提供又は銀行、国立大学法人東北大学理事が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年 法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。

14 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、第1回の入札書の提出に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにし、**健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費も明示すること**。また、工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）。
- (3) 提出された工事費内訳書については、契約担当者（その補助を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に該当する場合については、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする場合がある。
- (4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ただし、国立大学法人東北大学理事の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格ない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、国立大学法人東北大学理事により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

17 落札者の決定方法

国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第 20 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第 26 条に基づく価格（最低基準価格）を下回る場合は、同細則第 27 条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等を速やかに提出するものとする。

調査中に履行不可能の申し出があった場合においては、指名停止要領に基づく指名停止等を行うものとする。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間が延伸することがある。

18 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 4（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

請負代金は、請求に基づき 2 回以内に支払うものとする。

21 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立工事保険契約をするものとする。

22 再苦情申立て

国立大学法人東北大学理事からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 8（2）の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日を除く。）以内の書面により国立大学法人東北大学理事に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

① 提出期間：令和 6 年 1 月 10 日（水）から令和 6 年 1 月 18 日（木）まで

当該書面を持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分までに行うこと。

② 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 6 に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記 6 に同じ。

24 その他

- （1） 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2） 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- （3） 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- （4） 落札者は、上記 7（1）の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

別表

1. 未提出であると認められる場合	1	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	2	内訳書とは無関係な書類である場合
	3	他の工事の内訳書である場合
	4	白紙である場合
	5	内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出されている場合を除く)
	6	内訳書が特定できない場合
	7	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	1	内訳書の記載が全くない場合
	2	入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	1	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	1	発注者名に誤りがある場合
	2	発注案件名に誤りがある場合
	3	発注業者名に誤りがある場合
	4	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		